

平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	日本山村硝子株式会社
代表者名	取締役社長 山村 幸治
コード番号	5210 (東証・大証1部)
問合せ先	経営企画部長 平岩 基
T E L	0798(32)2300 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 77 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、閲覧の利便性の向上を図ること等を目的として、日本経済新聞に掲載する方法から電子公告によるよう現行定款第 4 条（公告の方法）を変更するものであります。また、併せて電子公告ができないときの措置を定めることとするものであります。
- (2) 平成 14 年において、当社は「株式の消却の手続きに関する商法の特例に関する法律」（平成 9 年法律第 55 号）第 3 条の 2 の規定に基づき、当社が保有する自己株式 5,475,000 株を消却しております。これに伴い、当社の発行可能株式総数は同数だけ減少して 294,525,000 株となっておりますが、これを従来の 300,000,000 株に戻すよう現行定款第 5 条（会社の発行する株式の総数）を変更するものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当社に設置する機関を定めるため、第 20 条（取締役会の設置）、第 32 条（監査役及び監査役会の設置）、第 42 条（会計監査人の設置）を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に定めるとともに明確にするため、第 10 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等のインターネット上の開示をもって、株主に提供したものとみなされることに対応して、第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

- ⑤ 会社法第 427 条 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役を招聘しやすくし、またその場合の社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に發揮することができるよう、第 25 条（社外取締役の責任免除）および第 37 条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。
 - ⑥ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法による取締役会の決議を行うことができるよう、第 29 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑦ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑧ 用語の変更、規定の整備等所要の手当てを加えるものであります。
- (4) その他一部字句および表現の変更または修正、規定の整備等を行うものであります。
- (5) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

以 上

■ 変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分です)

現行定款		変更案
第1章 総 則		第1章 総 則
第1条 (商号) 当会社は日本山村硝子株式会社と称する。 英文では Nihon Yamamura Glass Co., Ltd. と表示する。		第1条 (商号) 当会社は、日本山村硝子株式会社と称する。 英文では、Nihon Yamamura Glass Co., Ltd. と表示する。
第2条 (目的) 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 各種容器製品の製造並びに販売</u> <u>2. 烟業製品の製造並びに販売</u> <u>3. 機器及びプラント類の設計、製作並びに販売</u> <u>4. 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u> <u>5. 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u> <u>6. 前各号に附帯する一切の業務</u>		第2条 (目的) 当会社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 各種容器製品の製造並びに販売</u> <u>(2) 烟業製品の製造並びに販売</u> <u>(3) 機器及びプラント類の設計、製作並びに販売</u> <u>(4) 前各号に関連する技術その他の情報の販売</u> <u>(5) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資</u> <u>(6) 前各号に附帯する一切の業務</u>
第3条 (本店の所在地) 当会社は本店を西宮市に置く。		第3条 (本店の所在地) 当会社は、本店を西宮市に置く。
第4条 (公告の方法) 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。		第4条 (公告方法) 当会社の公告は、電子公告により行う。 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株 式		第2章 株 式
第5条 (会社の発行する株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は 294,525,000 株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。		第5条 (発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は、300,000,000 株とする。
第6条 (自己株式の買受け) 当会社は、取締役会の決議により、自己的株式を買受けることができる。		第6条 (自己の株式の取得) 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条 (1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当会社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</p> <p>[条文新設]</p>	<p>第7条 (単元株式数) 当会社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p>
<p>第8条 (単元未満株式の買増し) 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</p> <p>[条文新設]</p>	<p>第8条 (株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第9条 (単元未満株式の買増し) 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</p> <p>2. 前項の請求があった場合において、当会社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。</p>
<p>第9条 (株式取扱規則) 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱及びその手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 (単元未満株主の権利制限) 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</p> <p>第11条 (株式取扱規則) 当会社の株券の種類並びに株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱及びその手数料については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 10 条 (名義書換代理人) <u>当会社は株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</u> <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>第 12 条 (株主名簿管理人) <u>当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> <u>当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務はすべて株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>第 11 条 (基準日) <u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使しうる株主とする。その他必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録されている株主又は質権者をもって、その権利を行使しうる株主又は質権者とすることができる。</u></p>	<p>第 13 条 (基準日) <u>当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。</u></p>
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
<p>第 12 条 (招集) <u>当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ隨時これを招集する。</u></p>	<p>第 14 条 (株主総会の招集) <u>当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p>
<p>第 13 条 (総会の議長) <u>総会の議長は取締役社長がこれに当る。</u> <u>但し取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第 15 条 (株主総会の招集権者及び議長) <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</u> <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
[条文新設]	<u>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当会社は、株主総会の招集に關し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 14 条 (決議の方法) 総会の決議は出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2. 商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれをを行う。	<u>第 17 条 (株主総会の決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
第 15 条 (議決権の代理行使) 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を有する株主に限る。	<u>第 18 条 (議決権の代理行使)</u> 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名に限る。 2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
第 16 条 (総会の議事録) 総会の議事の経過の要領及び結果を明確にするため議事録を作成し、議長及び出席取締役全員が署名又は記名捺印又は電子署名の上これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。	<u>第 19 条 (株主総会の議事録)</u> 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。
第 4 章 取締役及び取締役会 [条文新設]	第 4 章 取締役及び取締役会
第 17 条 (取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	<u>第 20 条 (取締役会の設置)</u> 当会社は、取締役会を置く。 <u>第 21 条 (取締役の選任)</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第 18 条 (取締役の定員) 取締役は 8 名以内とする。	第 22 条 (取締役の定員) 取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
第 19 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</u>	第 23 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、 <u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 20 条 (取締役の報酬及び退職慰労金) 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第 24 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
[条文新設]	第 25 条 (社外取締役の責任免除) 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第 21 条 (取締役会の招集及び細則) 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 <u>取締役会の細目についての規定は取締役会の定めるところによる。</u>	第 26 条 (取締役会の招集及び細則) 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 2. <u>取締役会の細目についての規定は、取締役会の定めるところによる。</u>
第 22 条 (取締役会) 取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、当会社の業務の執行を決定する。	第 27 条 (取締役会) 取締役会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 当会社の業務執行の決定 (2) 取締役の職務の執行の監督 (3) 代表取締役の選定及び解職
第 23 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数によってこれを決する。	第 28 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。
[条文新設]	第 29 条 (取締役会の決議の省略) 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条 (代表取締役) <u>当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p>	[条文削除]
<p>第 25 条 (役付取締役) <u>取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u> <u>取締役会長は会社を代表し社務を総攬する。</u> <u>取締役社長は会社を代表し社務を統括する。</u> <u>副社長は社長を補佐して社務の執行に当る。</u> <u>専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、会社の日常業務の処理に当る。</u></p>	<p>第 30 条 (役付取締役) <u>取締役会の決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 26 条 (取締役会の議事録) <u>取締役会の議事の経過の要領及び結果を明確にするため議事録を作成し、出席した取締役及び監査役が署名又は記名捺印又は電子署名の上これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第 31 条 (取締役会の議事録) <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名又は記名押印又は電子署名の上これを 10 年間本店に備え置く。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">[条文新設]</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第 27 条 (監査役の選任) <u>監査役は株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 32 条 (監査役及び監査役会の設置) <u>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>第 28 条 (監査役の定員) <u>監査役は 4 名以内とする。</u></p>	<p>第 33 条 (監査役の選任) <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 29 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第 34 条 (監査役の定員) <u>監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>第 35 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 30 条 (監査役の報酬及び退職慰労金) 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">[条文新設]</p>	<p>第 36 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>
<p>第 31 条 (監査役会の招集及び細則) 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 監査役会の細目についての規定は監査役会の定めるところによる。</p>	<p>第 37 条 (社外監査役の責任免除) 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 32 条 (監査役会) 監査役会は、法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p>	<p>第 38 条 (監査役会の招集及び細則) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 監査役会の細目についての規定は、監査役会の定めるところによる。</p>
<p>第 33 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第 39 条 (監査役会) 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第3号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査報告の作成 (2) 常勤の監査役の選定及び解職 (3) 監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定
<p>第 34 条 (常勤監査役) 監査役は互選により常勤の監査役を選任する。</p>	<p>第 40 条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">[条文削除]</p>
<p>第 35 条 (監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領及びその結果を明確にするため議事録を作成し、出席した監査役が署名又は記名捺印又は電子署名の上これを10年間本店に備え置く。</p>	<p>第 41 条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを10年間本店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
[章新設]	第 6 章 会 計 監 査 人
[条文新設]	第 42 条 (会計監査人の設置) 当会社は、会計監査人を置く。
[条文新設]	第 43 条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
[条文新設]	第 44 条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。
第 6 章 計 算	第 45 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第 36 条 (営業年度及び決算期) 当会社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。	第 7 章 計 算
第 37 条 (利益配当) 当会社の利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対しこれを支払う。	第 46 条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
第 38 条 (中間配当) 当会社は取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、中間配当として金銭の分配をすることができる。	第 47 条 (期末配当金) 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
第 39 条 (配当金等の除斥期間) 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 未払の利益配当金又は中間配当金には利息を支払わない。	第 48 条 (中間配当金) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
	第 49 条 (期末配当金等の除斥期間) 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。